

消費者被害注意報

地震などの災害後に急増する便乗商法に警戒を！ 住宅の修理トラブルや義援金詐欺が横行？！

これまでも、全国各地で発生した過去の災害時には、不安な気持ちを煽ったり、被災者を支援したいという気持ちに付け込む悪質商法が、災害発生地域だけではなく、様々な地域で多数発生しています。

事例1 業者が突然自宅に訪問してきて、「実費負担はかからないので、火災保険や地震保険を使って傷んでいる屋根や雨どいの修理をしないか。無料で保険申請も代行する」と勧誘されて契約した。

後日、不信感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。



事例2 ボランティアを名乗る女性から不審な電話があり、「一口3千円で被災者への義援金を集めている。集金に行くので、家族構成、名前、年齢を教えてください」と言われた。電話番号は非通知で団体名も名乗らなかった。

消費者トラブル防止のために



- ◇ 「自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても、見積もり通りに保険金が下りるとは限りませんので、すぐに契約せず、複数の業者から見積りをとり、慎重に検討してください。
- ◇ 保険申請は申請サポート会社に頼らずとも、加入者自身で行えます。まずは保険契約の内容や補償の範囲を確認し、分からない場合は、損害保険会社や損害保険代理店に直接相談しましょう。
- ◇ 義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。義援金を口座に振り込む場合は、振込先名義がその確かな団体の正規のものであることを確認しましょう。公的機関が訪問や電話で募金を呼びかけることはありません。

まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111